

# ◆ 第 1 部 ◆

出入国管理行政とは  
～すべての人の出入国の公正な管理～

## 第1章 入国管理局の役割

入国管理局は、国際化の時代の中で、様々な国・地域から多様な目的をもって来日する外国人の入国・在留がスムーズに行われるようにすることを通じて、健全な国際交流推進の一翼を担いつつ、同時に日本社会の秩序が保たれるよう、どのような外国人であれば入国・在留を認め、どのような外国人であればそれらを認めないかを見極める重要な役割を果たしている。また、既に国内にいる好ましくない外国人を法令に基づいて強制的に国外に退去させることによって、日本国民の安全や利益を守るという任務も担っている。

## 第2章 我が国の出入国管理制度

### 第1節 目的と根拠法令

入管法は、その第1条において、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的とする。」と規定している。

この「出入国の公正な管理」とは、外国人の円滑な受入れと好ましくない外国人の確実な排除をバランスよく適正に実現させることを意味するものであり、この目的を達成するため、入管法は在留資格制度を整備し、高度な専門技術を有する外国人等を円滑に受け入れることとする一方で、退去強制手続を整備し、我が国で犯罪を犯す外国人等に対しては厳正に対処することとしている。また、難民認定制度については、昭和56年に我が国が難民条約に加入したことに伴い、出入国管理行政に含まれることとなったものである。

その他入管法関連の主要な法令としては、特別永住者に関する入管法の特則を定めた入管特例法、市町村における法定受託事務等を定めた入管法施行令・入管特例法施行令、入管法・入管特例法の実施に関する手続等を具体化した入管法施行規則・入管特例法施行規則、我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して定められる「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」（以下「基準省令」という。）などがある。

### 第2節 すべての人の出入(帰)国審査手続

#### ① 外国人の出入国手続<sup>(注1)</sup>

日本国籍を有しない外国人（無国籍者を含む。）が我が国に入国する場合、有効な旅券で、原則として海外にある日本国大使館等で取得した査証（ビザ）<sup>(注2)</sup>を受けたものを所持した上で、出入国港<sup>(注3)</sup>において、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸許可の証印を受けなければならない。また、我が国から出国する場合は、出国の確認を受けなければならない。

上陸審査の結果、旅券や査証が偽変造されたものであるなど有効とはいえない場合、我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽であると認められる場合、過去に麻薬等の犯罪で刑に処せられたことがあるなど入管法（第5条）に列挙された上陸拒否事由に該当する場合などは、我が国への上陸を拒否される。この上陸拒否事由は、日本国にとって好ましくない外国人の入国・在留を禁止する目的で定められたものである。

このような一般的な外国人の出入国手続のほか、入管法は、特例上陸許可<sup>(注4)</sup>という簡易な上陸許可制度を定めている。

---

(注1) 外国人が我が国の「領海又は領空に入ること」を入国、我が国の「領土内に足を踏み入れること」を上陸という。したがって、出入国港において、いわゆる「入国審査」の結果、外国人に与えられる入国・在留のための許可のことを入管法上は「上陸許可」という。

外国と国境を接している国では、入国とは外国人が国境を越えて領土内に入ることであり、これに加えて、上陸という概念を区別する必要はない。しかしながら、四方を海に囲まれた我が国においては、両者を区別して用いている。

(注2) 本邦に上陸しようとする外国人の申請に基づき、日本国領事官等が一定の条件の下に、旅券の所持人が正当な理由と資格があつて旅行するものであることを、所定の形式により当該旅券上に証明するものをいう。

(注3) 外国人が出入国できる特定の港又は飛行場（入管法第2条第8号）をいう。入管法施行規則において具体的な出入国港を規定しており、平成25年10月1日現在、港は126、飛行場は29となっている。

(注4) 特例上陸許可については、本節4参照。

## ② 外国人の入国（上陸）審査手続<sup>(注1)</sup>

我が国における外国人の上陸審査手続においては、外国人が上陸のための条件に適合していることを自ら十分に主張・立証する機会が与えられており、その審査が慎重に行われるよう、三審制の仕組みとなっている（図1）。

### (1) 入国（上陸）審査

入国審査官は、外国人から上陸の申請があり、当該外国人（特別永住者等を除く。）が個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供義務を履行（入管法第6条第3項）したときは、当該外国人が我が国に上陸するための条件（①有効な旅券を所持すること、②査証が免除されている場合を除き、当該旅券に有効な査証を受けていること、③我が国において行う予定であると申請された活動が虚偽のものでなく、入管法別表に掲げる在留資格のいずれかに該当し、かつ、一部の在留資格については基準省令で定める上陸許可基準に適合すること、④申請された在留期間が法務省令の規定に適合すること、⑤上陸拒否事由に該当しないこと）（入管法第7条第1項）に適合するかを審査し、上陸条件に適合していると認定したときは、在留資格・在留期間を決定し、その所持する旅券に上陸許可の証印を行うこととなる。

この上陸審査時における個人識別情報（指紋及び顔写真）の提供については、平成18年の入管法改正により義務付けられたものである（19年11月20日施行）。

### (2) 口頭審理

上陸の申請を行った外国人が、出入国港において入国審査官による上陸の審査を受けた結果、上陸のための条件に適合していると認定されなかった場合には、特別審理官（注2）に引き渡されて、口頭審理を受けることになる（入管法第9条第5項、第10条第1項）。

口頭審理の結果、特別審理官により上陸のための条件に適合すると認定された外国人は、直ちに上陸が許可される（入管法第10条第8項）。

### (3) 異議の申出

他方、上陸のための条件に適合しないと認定された外国人は、これに服するか、あるいは不服を申し立てるかいずれかを選択することになる。前者の場合は我が国からの退去を命ぜられるが、後者の場合は認定後3日以内に法務大臣に異議の申出を行うことができる（入管法第10条第10項、第11条第1項）。

法務大臣は、特別審理官により上陸条件に適合しないと認定された外国人から異議の申出があったときは、その異議の申出に理由があるかどうか、すなわち、当該外国人が上陸条件に適合しているか否かを裁決する。当該外国人は、異議の申出に対して「理由あり」の裁決があった場合は直ちに上陸を許可されるが、「理由なし」の裁決があった場合は本邦からの退去を命ぜられ（入管法第11条第3、4、6項）、退去を命ぜられた外国人が遅滞なく本邦から退去しない場合には、退去強制手続が執られることになる。

なお、法務大臣は、異議の申出に「理由がない」と認める場合でも、再入国の許可を受けているとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に入ったものであるとき又

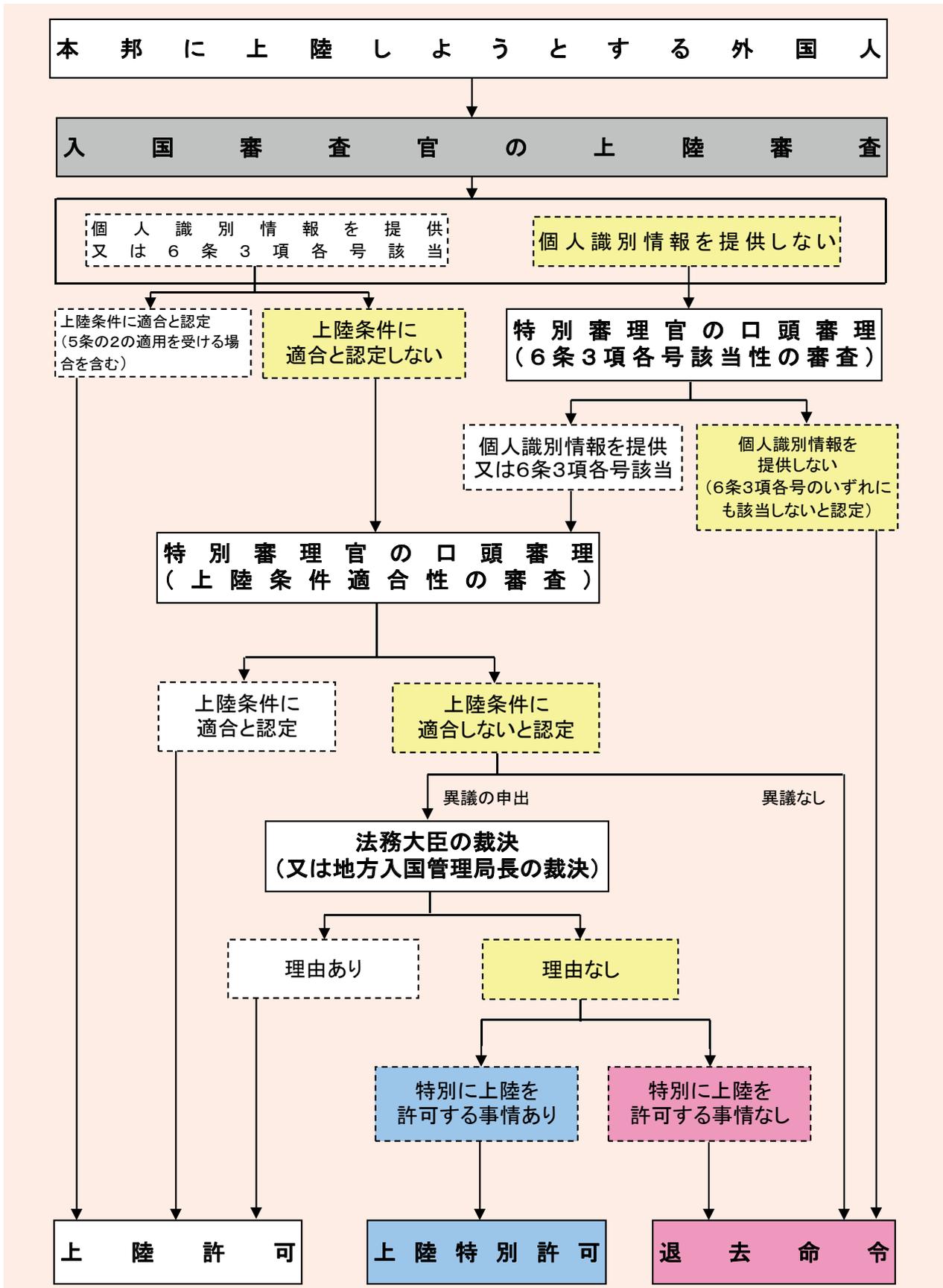
（注1） 入国審査官による「入国（上陸）審査」と口頭審理以降の「上陸審判」とを併せて広い意味での入国（上陸）審査手続と呼んでいる。

なお、個人識別情報を提供しない者については、法務大臣の裁決の手続はない。

（注2） 入国審査官のうち、上陸審査手続及び退去強制手続における口頭審理を担当させるため、法務大臣が指定した者をいう。

はその他法務大臣が特別に上陸を許可すべき事情があると認めるときは、その外国人の上陸を特別に許可することができる（入管法第12条。いわゆる上陸特別許可。）。

図1 上陸審査の流れ



### ③ 入国・事前審査

#### (1) 査証事前協議

査証の発給は外務省の所掌事務であるが、有効な査証を所持することが上陸のための条件の1つとされていることから、査証の発給は出入国管理行政と密接な関係にある。

そのため、査証事務を所管する外務省と出入国管理を所管する法務省との間では、外国人の入国に関する連絡調整が図られており、個々の査証発給案件について、必要に応じて外務省から法務省に協議が行われている。この協議を受けた法務省は、提出された書類を検討するほか、国内の受入機関の関係者から事情を聴取することなどによって、外国人が行おうとする活動が入管法別表に掲げる在留資格に該当するかどうか、加えて、一定の活動を行おうとする外国人については、法務省令で定める上陸許可基準に適合するかどうかについて審査し、査証を発給することが適当か否かに関する法務省意見を外務省に回答している（図2の1）。

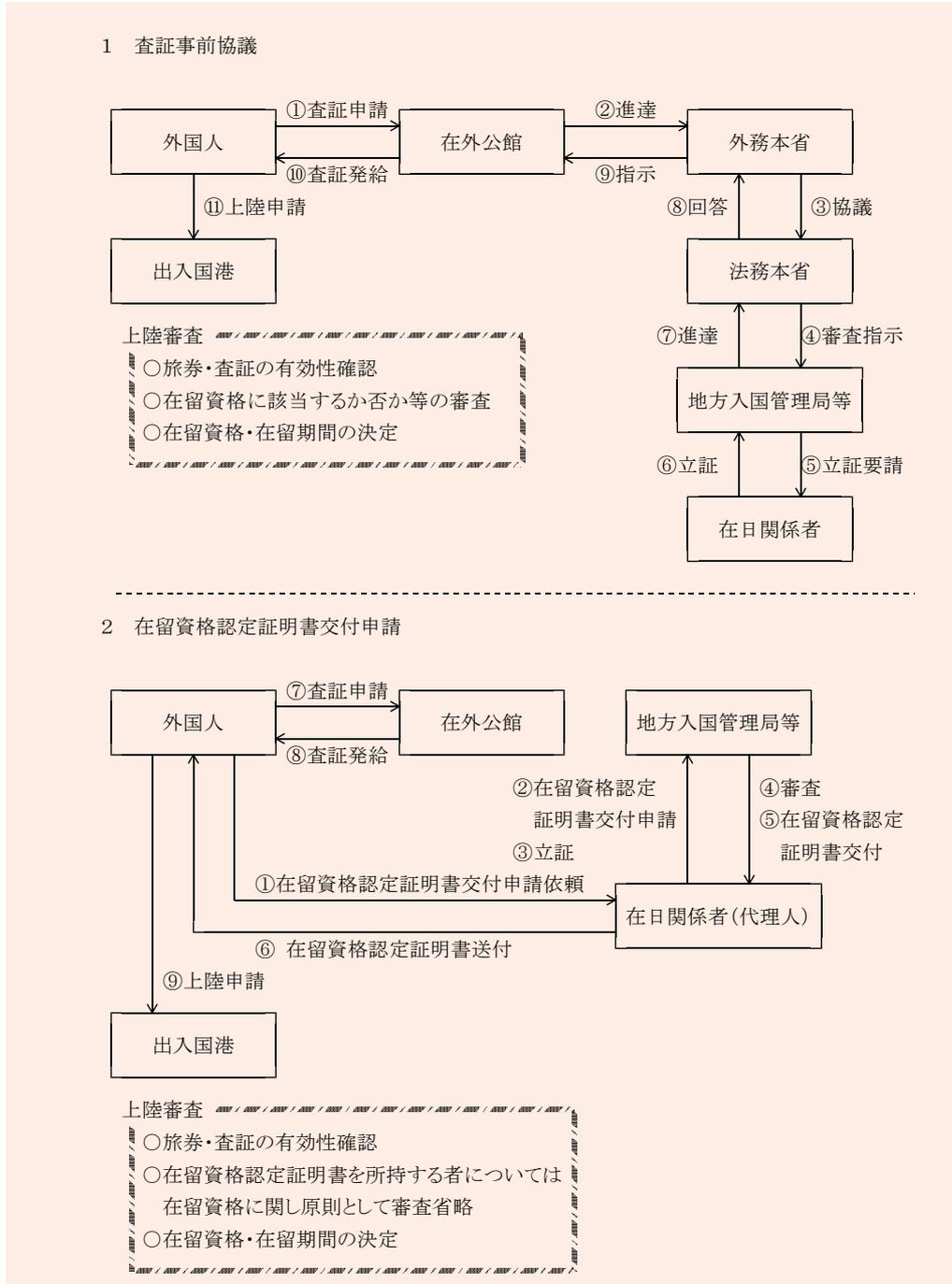
#### (2) 在留資格認定証明書

外国人は、原則として来日前に海外にある日本国大使館等で査証の発給を受けなければならないが、「短期滞在」の在留資格に関するものなど在外公館限りで査証が発給されるものを除いては、海外で受理した査証申請書類が我が国へ送付され、国内で審査の上、査証を発給してもよいとの意見が回付されなければ査証が発給されないため、申請から査証発給までに相当の日数を要するのが通例である。

そこで、入国審査手続の簡易・迅速化を目的とした在留資格認定証明書制度が設けられた。この制度は、平成2年施行の改正入管法により導入したものであり、「短期滞在」及び「永住者」を除く在留資格で、外国人本人又はその代理人からあらかじめ日本国内で申請がなされた場合に、その外国人に在留資格の該当性があるか、また、一定の活動を行おうとする外国人については上陸許可基準への適合性が認められるかなど、事前に審査を行い、在留資格該当性及び基準適合性があると認めるときはその旨の証明書を交付し、その外国人はこれを提示又は提出することによって速やかに査証発給及び上陸許可を受けることができるというものである。

この制度では、査証事前協議制度と異なり、すべての事前審査の手続を日本国内で行うことから、書類の送付等に要する時間が大幅に省略され、手続が迅速に行われることとなる（図2の2）。

図2 査証事前協議・在留資格認定証明書交付申請の手の流れ



**4 特例上陸許可** (注)

外国人は、旅券及び査証を有していることに加えて、在留資格に関する上陸のための条件に適合し、在留資格を決定されて我が国に上陸することが原則であるが、特例上陸の許可は、この原則に対する例外として、船舶・航空機の外国人乗員や外国人乗客等に対し、一定の条件を満たす場合に、査証等を求めることなく、簡易な手続により一時的な上陸を認めるものである。その目的はいずれも、我が国における滞在が短期間（または短時間）である外国人に対し、上陸手続の簡素化を図るためのものである。ただし、簡素な手続で適正な滞在を確保することの担保として、上陸時間や行動の範囲などに関して、必要な制限が課される。

(注) 一時庇護のための上陸の許可については、後記第6節4参照。

### (1) 寄港地上陸の許可(入管法第14条, 入管法施行規則第13条)

船舶等乗り継いで他国へ行く外国人客の利便を図るものである。我が国を経由して他の外国へ行こうとする外国人が、乗り継ぎの際、買い物や休養等のために寄港地(空港又は海港)の近くに一時的に上陸する場合に、72時間の範囲内で与えられる。我が国が最終目的地であって経由地でない場合には、この許可の対象にはならない。

### (2) 通過上陸の許可(入管法第15条, 入管法施行規則第14条)

船舶等の乗客の利便を図るものである。我が国の2つ以上の出入国港に寄港する船舶に乗っている外国人が、1つの寄港地で上陸し陸路で移動しながら観光した後、他の出入国港で同じ船舶に帰船して出港する場合、あるいは我が国を経由して他の国へ行こうとする外国人乗客が、乗ってきた船舶・航空機の寄港地で上陸し、その周辺の他の出入国港から他の船舶・航空機で出国する場合に、それぞれ15日又は3日の範囲内で与えられる。

### (3) 乗員上陸の許可(入管法第16条, 入管法施行規則第15条, 第15条の2)

船舶等の外国人乗員の利便性を図るものである。船舶等に乗っている外国人乗員が、乗り換えや休養等の目的で寄港地に一時的に上陸する場合に、7日又は15日の範囲内で与えられる。

また、頻りに我が国の出入国港から上陸する外国人乗員のためには、数次乗員上陸許可の制度も設けられている。

### (4) 緊急上陸の許可(入管法第17条, 入管法施行規則第16条)

船舶等に乗っている外国人乗客及び乗員の緊急事態に迅速に対処するためのものである。これら外国人が、病気、負傷等身体上の事故の治療等を受けるために上陸する必要がある場合に、その事由がなくなるまでの期間与えられる。

### (5) 遭難による上陸の許可(入管法第18条, 入管法施行規則第17条)

船舶等の遭難に迅速に対処するためのものである。船舶等の遭難、不時着等により、これらに乗っていた外国人の救護その他の緊急の必要がある場合に30日の範囲内で与えられる。

## ⑤ 日本人の出帰国手続

出入国管理行政の主な役割は、外国人の出入国の管理であるが、同時にすべての人の国境を越える動きを把握する役割をも担っていることから、入管法は、日本人の出帰国手続に関しても定めている。

日本人が国外へ出国する場合、出入国港において、入国審査官から出国の確認を受け、また、帰国した場合は、入国審査官から帰国の確認を受けなければならないこととなっている。

### 第3節 外国人の在留審査

#### ① 在留資格制度

我が国に入国・在留する外国人は、原則として、入管法に定める在留資格のいずれかを有する必要がある。この在留資格は、多岐にわたる外国人の活動等をあらかじめ類型化し、どのような活動等であれば入国・在留が可能であることを明らかにしているものである。このような仕組みを在留資格制度と呼び、我が国の出入国管理行政の基本となっている（表1）。

在留資格は、次のように大別できる。

ア その外国人が我が国で行う活動に着目して分類された在留資格（入管法別表第一の上欄の在留資格（活動資格））

イ その外国人の身分や地位に着目して分類された在留資格（入管法別表第二の上欄の在留資格（居住資格））

前者は、その外国人が「何をするか」がポイントであり、後者は、その外国人が「どのような身分であるか」がポイントであるといえる。

また、我が国は、専門的な技術、技能又は知識を活かして職業活動に従事する外国人の入国・在留は認めるが、これら以外の外国人労働者（いわゆる単純労働の分野で働く外国人）の入国・在留を認めないこととしているので、上記アについて、就労活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動）ができるものと、原則として就労活動が認められないものに分類できる。なお、上記イは就労を目的とする在留資格ではないが、その活動に制限がないことから、就労活動に従事することも可能である。

さらに、在留資格のうち、活動内容からみて我が国の産業及び国民生活に影響を与えるおそれのあるものについては、法務省令で定める上陸許可基準に適合しなければ、我が国への上陸が認められないこととなる。

表1 在留資格一覧表

別表第一「活動資格」  
一の表（就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月

二の表（就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項、投資・経営の項、医療の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者	5年、3年、1年又は3月
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項、芸術の項、報道の項、投資・経営の項から教育の項まで、企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	1号 イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む） ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 2号 イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）

三の表（非就労資格）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日以内の日を単位とする期間

四の表（非就労資格、上陸許可基準の適用あり）

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校等の学生	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（この表の技能実習1号及び留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月

五の表

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	ポイント制による高度人材、高度研究者、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、4年、3年、2年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

別表第二「居住資格」（在留活動の制限なし）

在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生し引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

## ② 在留審査

我が国に在留する外国人が、当初与えられた在留期間を超えて引き続き在留することを希望したり、当初の在留目的とは異なる新たな目的のために在留資格の変更を希望する場合等には、入管法に基づいてそれぞれ申請を行い、法務大臣（永住許可以外については法務大臣から委任を受けた地方入国管理局長）から所定の許可を受ける必要がある。具体的には、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可、永住許可、在留資格の取得許可、再入国許可及び資格外活動の許可があり、これらの判断を行うのが在留審査である。

### (1) 在留資格の変更許可（入管法第20条）

我が国に在留する外国人が、在留目的とする活動を変更することを希望する場合には、新たな活動を行う前に在留資格変更許可申請を行い、新たな活動に対応する在留資格への変更の許可を受ける必要がある。

### (2) 在留期間の更新許可（入管法第21条）

我が国に在留する外国人が、現に有する在留資格の活動を変更することなく、在留期限到来後も引き続き滞在することを希望する場合には、在留期限前までに在留期間更新許可申請を行い、在留期間の更新許可を受ける必要がある。

### (3) 永住許可（入管法第22条）

「永住者」の在留資格は、他の在留資格で我が国に在留する外国人からの「永住者」の在留資格への変更申請及び出生や日本国籍離脱を理由とした在留資格の取得申請に対し、一定の条件を満たすと認められる場合に許可される（注1及び2）。

### (4) 在留資格の取得許可（入管法第22条の2）

我が国で出生したり、日本国籍を離脱して外国籍となった人や、在留資格を要しないとされている日米地位協定第1条に規定する米軍人等でその身分を失った外国人が、当該事由が生じた日から60日を超えて引き続き我が国に在留しようとする場合には、当該事由が生じた日から30日以内に、在留資格取得許可申請を行い、在留資格の取得許可を受ける必要がある。

### (5) 再入国許可（入管法第26条、第26条の2）

我が国に在留する外国人が一時的に出国し、再び我が国に入国しようとする場合、事前に再入国許可を受けることによって、改めて査証申請等の手続きを受けることなく、現に有する在留資格及び在留期間のまま出入国することができる。

なお、平成24年7月9日からの新しい在留管理制度等の導入により、入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」という。）については、有効な旅券及び在留カードを所持し出国後1年以内に再入国する場合に、また、特別永住者については、有効な旅券及び特別永住者証明書を所持し出国後2年以内に再入国する場合に、原則としてあらかじめ再入国の許可を受けることを不要とした。

### (6) 資格外活動の許可（入管法第19条第2項）

我が国において行う活動に応じて定められた在留資格を付与されている外国人は、その在留資格に対応する活動以外の活動で「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」（就労活動）を行う場合には、あらかじめ資格外活動の許可を受ける必要がある。

例えば、留学生が行うアルバイトが代表的なものであり、その活動が本来の在留目的である活動の遂行を阻害しない範囲内で行われると認められるときに限り許可される。

なお、平成24年7月9日から、出入国港において、在留資格「留学」を決定された者（3月の在留期間が決定された者及び再入国許可による入国者を除く。）は、上陸の許可に引き続いて資格外活動許可の申請を行うことが可能となった。

### ③ 在留資格取消制度

在留資格取消制度は、法律に定める取消事由（入管法第22条の4第1項各号）に該当する疑いがある場合、意見聴取の手續（入管法第22条の4第2項）等を経た上で、法定の取消事由に該当することが明らかな場合には、現に有する在留資格を取り消すことができる制度である。

在留資格の取消事由は次のとおりである（括弧内は入管法第22条の4第1項の各号）。

- ① 上陸拒否事由に該当する外国人が、偽りその他不正の手段により、入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないものとして、上陸許可の証印又は許可を受けた場合（第1号）
- ② 偽りその他不正の手段により、在留資格該当性がないのにそれがあるとして、上陸許可の証印等を受けた場合（第2号）
- ③ ①、②に該当するもののほか、偽りその他不正の手段により、上陸許可の証印等を受けた場合（第3号）
- ④ ①から③までに該当する場合以外（申請人による偽りその他不正の手段の行使がないもの）であって不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提示により、交付を受けた在留資格認定証明書又は査証を含む。）又は図画の提示により、上陸許可の証印等を受けた場合（第4号）
- ⑤ 偽りその他不正の手段により、在留特別許可を受けた場合（第5号）
- ⑥ 入管法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者が、正当な理由がなく3か月以上継続して当該在留資格に応じた活動を行うことなく在留している場合（第6号）
- ⑦ 「日本人の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（日本人の子及び特別養子を除く。）又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって在留する者（永住者等の子を除く。）が、その配偶者としての活動を継続して6か月以上行っていない場合（ただし、当該活動を行わないで在留していることにつき正当な理由がある場合を除く。）（第7号）
- ⑧ 上陸の許可又は在留資格の変更許可等により、新たに中長期在留者となった者が、当該許可を受けてから90日以内に、法務大臣に住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第8号）
- ⑨ 中長期在留者が、法務大臣に届け出た住居地から退去した日から90日以内に、法務大臣に新しい住居地の届出をしない場合（ただし、届出をしないことにつき正当な理由がある場合を除く。）（第9号）
- ⑩ 中長期在留者が、法務大臣に虚偽の住居地を届け出た場合（第10号）

（注1） 永住許可に際しては、①素行が善良であること、②独立の生計を営むに足る資産又は技能があることという要件を満たし、かつ、③その者の永住が日本国の利益に合すると認められることが必要である。ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、①及び②に適合することを要しない。

（注2） 平成17年3月31日に「『我が国への貢献』に関するガイドライン」を策定してホームページ上に公表したほか、貢献を認められて永住許可となった事例、不許可となった事例についてもホームページに掲載し、随時更新している。

平成18年3月31日には「永住許可に関するガイドライン」を新設して永住許可に係る一般的要件や、在留年数に係る基準を公表したほか、「『我が国への貢献』に関するガイドライン」についても一部改定した。

## 第4節 新しい在留管理制度

平成21年7月15日に公布された入管法等改正法の一部が24年7月9日に施行され、中長期在留者を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を正確かつ継続的に把握する「新しい在留管理制度」が導入された。同制度の導入には、次の4つのポイントがあり、1つ目は、対象者である中長期在留者に、上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等、在留に係る許可に伴って在留カードを交付することとしたこと、2つ目は、在留期間の上限を「3年」から「5年」に伸ばしたこと、3つ目は、有効な旅券及び在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書を含む。）を所持する中長期在留者が出国する際、出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を不要としたこと、そして、4つ目は、同制度の導入により、外国人登録制度を廃止したことである（ただし、中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は一定の期間「在留カード」とみなされる。）。

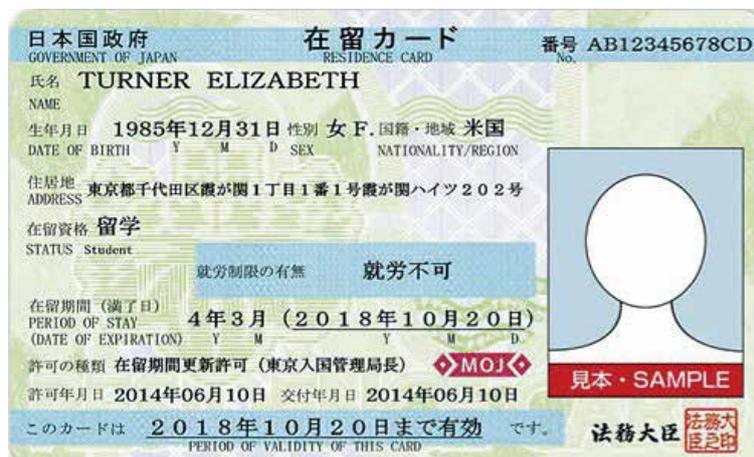
なお、中長期在留者とは、具体的に以下の①～⑥のいずれにも当てはまらない外国人をいう。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族）
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

### ① 在留カード

在留カードは、新規の上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留資格に係る許可の結果として我が国に中長期間在留する者（中長期在留者）に対して交付される。

在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載される（16歳以上の者については顔写真が表示される。）。また、在留カードには、偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード券面に記載された事項の全部又は一部が記録される。



在留カード

## ② 在留カードに係る申請・届出 (図3)

### (1) 住居地の届出

#### ア 新規上陸後の住居地の届出 (入管法第 19 条の7)

出入国港で新規の上陸許可に伴い交付された在留カード又は「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券（以下「在留カード等」という。）を所持する中長期在留者は、住居地を定めた日から14日以内に、在留カード等を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある。

#### イ 在留資格変更等に伴う住居地の届出 (入管法第 19 条の8)

これまで中長期在留者ではなかった外国人で、在留資格の変更、在留期間の更新、在留資格の取得等の在留資格に係る許可を受けて、新たに中長期在留者となった者は、住居地を定めた日（既に住居地を定めている者は、当該許可の日）から14日以内に、在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある。

#### ウ 住居地の変更届出 (入管法第 19 条の9)

住居地を変更した中長期在留者は、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カード等を持参の上、変更後の住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出る必要がある。

### (2) 住居地以外の記載事項の変更届出 (入管法第 19 条の 10)

中長期在留者は、氏名、生年月日、性別又は国籍・地域に変更が生じたときは、変更が生じた日から14日以内に、地方入国管理官署で法務省令に定める手続により、法務大臣に対し、変更の届出を行う必要がある。

### (3) 在留カードの有効期間の更新申請 (入管法第 19 条の 11)

永住者又は在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日とされている中長期在留者は、更新期間内に地方入国管理官署で法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの有効期間更新申請を行う必要がある。

ただし、長期の病気療養や海外への長期出張等のやむを得ない理由により、更新期間内に在留カードの有効期間更新申請をすることが困難な場合には、更新期間前においても、在留カードの有効期間更新申請をすることができる。

### (4) 紛失等による在留カードの再交付申請 (入管法第 19 条の 12)

紛失、盗難、滅失その他の事由により在留カードの所持を失ったときは、その事実を知ったとき（本邦から出国している間にその事実を知った場合は、その最初に入国した日）から14日以内に、地方入国管理官署で法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある。

### (5) 汚損等による在留カードの再交付申請 (入管法第 19 条の 13)

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損した場合には、地方入国管理官署で法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請をすることができる。

所持する在留カードが著しく毀損し、若しくは汚損し、又は在留カードのICチップの記録が毀損していることにより、地方入国管理局長から在留カードの再交付申請命令を受けたときは、当該命令を受けた日から14日以内に、地方入国管理官署で法務省令で定める手続により、法務大臣に対し、在留カードの再交付申請を行う必要がある。

また、在留カードの交換を希望する場合には、在留カードが毀損等した場合でなくても再交付申請をすることができる。この手続により在留カードの交付を受けるときは、1,300円の手数料が必要となる。

### ③ 所属機関・配偶者に関する届出 (図3)

#### (1) 中長期在留者からの所属機関等に関する届出

##### ア 活動機関に関する届出 (入管法第19条の16第1号)

「教授」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「教育」、「企業内転勤」、「技能実習」、「留学」又は「研修」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、活動機関の名称・所在地に変更が生じた場合、活動機関が消滅した場合、又は活動機関からの離脱・移籍があった場合には、14日以内に、当該事由及び法務省令で定める事項を記載した書面の地方入国管理官署への提出若しくは東京入国管理局在留管理情報部門への郵送又は「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出のいずれかの方法により、法務大臣に対して届出を行う必要がある。

##### イ 契約機関に関する届出 (入管法第19条の16第2号)

「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「興行（本邦の公私の機関との契約に基づいて活動に従事する場合に限る。）」又は「技能」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者は、契約機関の名称・所在地に変更が生じた場合、契約機関が消滅した場合、契約機関との契約の終了又は新たな契約の締結があった場合には、14日以内に当該事由及び法務省令で定める事項を記載した書面の地方入国管理官署への提出若しくは東京入国管理局在留管理情報部門への郵送又は「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出のいずれかの方法により、法務大臣に対して届出を行う必要がある。

##### ウ 配偶者に関する届出 (入管法第19条の16第3号)

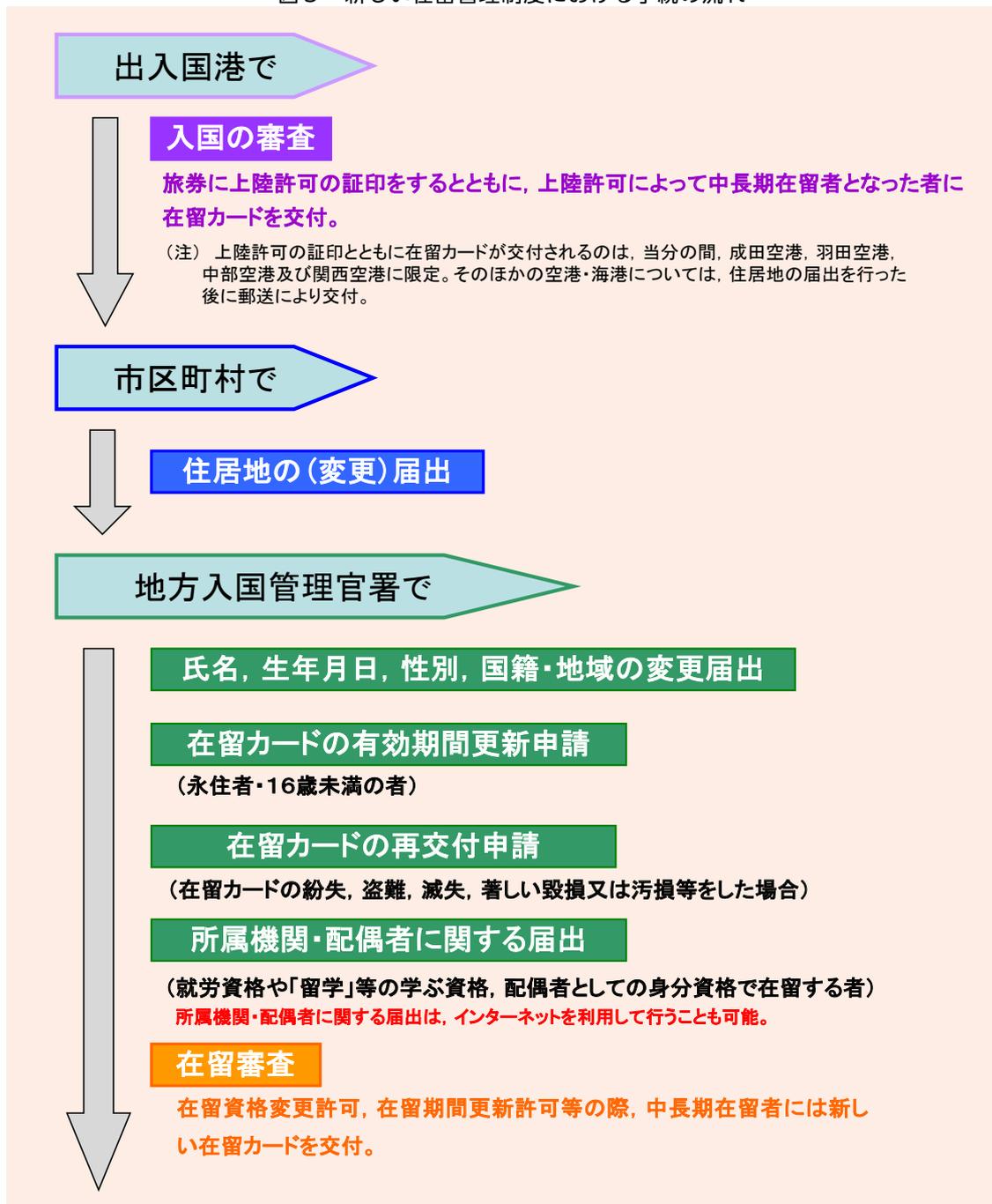
「家族滞在」、「特定活動（ハ）」（注）、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者のうち、配偶者としての身分を有する者は、その配偶者と離婚又は死別した場合には、14日以内に、当該事由及び法務省令で定める事項を記載した書面の地方入国管理官署への提出若しくは東京入国管理局在留管理情報部門への郵送又は「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出のいずれかの方法により、法務大臣に対して届出を行う必要がある。

(注) 特定活動（ハ）については、配偶者としての身分が在留資格の基礎となっている場合のみ。

## (2) 所属機関等からの中長期在留者に関する届出(入管法第19条の17)

「教授」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「技能」又は「留学」の在留資格で本邦に在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関（雇用対策法第28条第1項の規定により、厚生労働大臣への届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定める事項を記載した書面の地方入国管理官署への提出若しくは東京入国管理局在留管理情報部門への郵送又は「入国管理局電子届出システム」を利用したインターネットによる届出のいずれかの方法により、法務大臣に対して当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならないとされている。

図3 新しい在留管理制度における手続の流れ



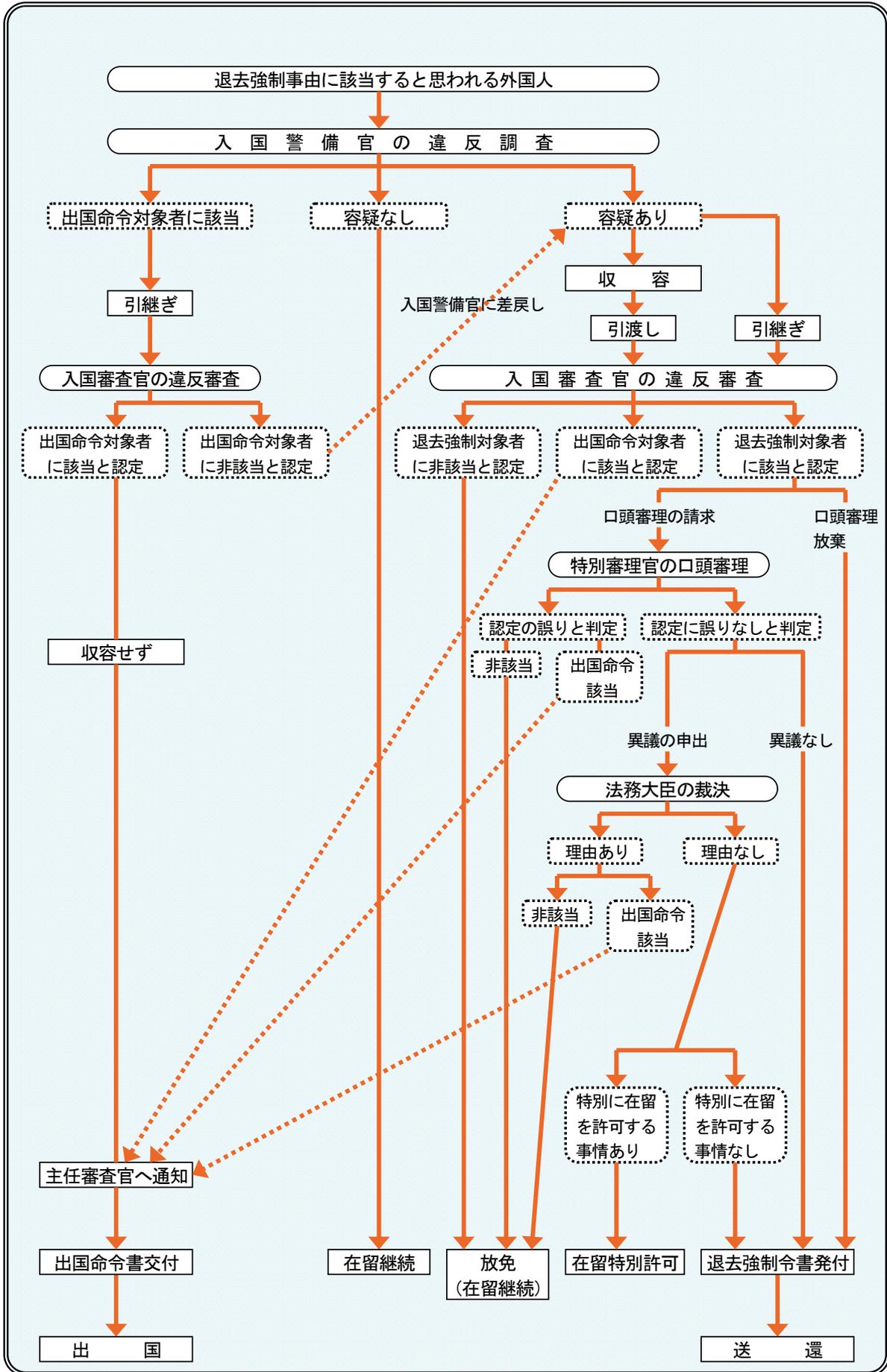
### 第5節 外国人の退去強制手続<sup>(図4)</sup>

出入国管理行政においては、外国人の円滑な受入れを推進する一方、我が国にとって好ましくない外国人については、国外に排除し、日本社会の安全を守り秩序を維持する必要がある。

退去強制は、我が国にとって好ましくない外国人を、その意に反しても国外に退去させるという強力な行政作用であり、国際慣習法上、国家の自由裁量に属するものであるところ、我が国においては、入管法に退去強制事由及び退去強制手続が規定されており、これに基づき実施している。

退去強制手続は、入国警備官による違反調査に始まり、入国審査官の違反審査、特別審理官の口頭審理及び異議の申出に対する法務大臣の裁決の三審制の仕組みを採っており、退去強制手続を執られている外国人が、自らの容疑事実を争い、あるいは在留を希望する場合などに十分に主張できるようにし、慎重な判断がなされるようになっている。

図4 退去強制手続及び出国命令手続の流れ



## ① 入国警備官の違反調査

違反調査は、退去強制手続の第一段階であり、入国警備官は、退去強制事由（入管法第24条）に該当すると思われる外国人（以下「容疑者」という。）があるときは、調査（違反調査）を行うことができ（入管法第27条）、その結果、同事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、主任審査官（注）が発付する収容令書により容疑者を収容した後、入国審査官に引き渡すこととなる（入管法第39条、第44条）。

## ② 入国審査官の違反審査・特別審理官の口頭審理

入国警備官から容疑者の身柄とともに事件の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかの審査（違反審査）を行う（入管法第45条第1項）。入国審査官が退去強制対象者に該当すると認定した場合において、その認定に不服がある容疑者は、特別審理官による口頭審理を請求することができ（入管法第48条第1項）、更に特別審理官の判定に不服がある容疑者は、法務大臣に対して異議の申出をすることができる（入管法第49条第1項）。

## ③ 法務大臣の裁決

法務大臣は、容疑者からの異議の申出を受理したときは、異議の申出に理由があるかどうかを裁決する（入管法第49条第3項）。

## ④ 在留の許否

### (1) 在留が許可されない場合（退去強制）

違反審査から法務大臣の裁決までの手続（違反審判）が行われた結果、次の場合、主任審査官により退去強制令書が発付される。

- 入国審査官による違反審査が行われた結果、入国審査官から退去強制対象者に該当すると認定され、当該外国人がこの認定に服したとき（入管法第45条第1項、第47条第5項）
- 退去強制対象者に該当すると認定された外国人が、認定を不服として特別審理官に口頭審理を請求し、口頭審理の結果、認定に誤りがないと判定され、当該外国人がこの判定に服した場合（入管法第48条第1項、第9項）
- 口頭審理の結果に不服がある外国人が、法務大臣に対して異議の申出を行い、その結果、異議の申出に「理由なし」と裁決され、かつ、特別に在留を許可する事情がない場合（入管法第49条第1項、第6項）

なお、違反審判手続において、退去強制事由に該当しないとされた場合には直ちに放免され、退去強制事由には該当するが出国命令（本節5参照）の対象者であると判断された場合には、出国命令を受けた後直ちに放免される。

---

(注) 入国審査官のうち、収容令書又は退去強制令書の発付、仮放免及びその取消し等の権限があり、法務大臣が上級の入国審査官から指定するものをいう。

## (2) 法務大臣の裁決の特例（在留特別許可）

法務大臣は、異議の申出に対する裁決に当たり「理由がない」と認める場合でも、当該外国人が永住許可を受けているとき、かつて日本人であったことがあるとき、人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき又はその他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるときは、当該外国人の在留を特別に許可することができる（入管法第50条第1項、いわゆる「在留特別許可」。）。

## ⑤ 出国命令制度

出国命令制度は、入管法違反者のうち、一定の要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度で、出国命令を受けて出国した外国人の上陸拒否期間は1年間とされている。

出国命令の対象者は、不法残留者であることが前提であり、加えて以下の全ての要件を満たしていることが必要である。

- ア 自ら入国管理官署に出頭したものであること
- イ 不法残留以外の退去強制事由に該当しないこと
- ウ 窃盗罪等の一定の罪により懲役又は禁錮に処せられたものではないこと
- エ 過去に退去強制されたこと又は出国命令を受けて出国したことがないこと
- オ 速やかに本邦から出国することが確実と見込まれること

## 第6節 難民の認定

### ① 難民条約等への加入

我が国は、昭和56年10月3日に難民条約に、次いで57年1月1日に難民議定書に加入し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

難民条約と難民議定書は、難民の定義を定めるとともに、難民に対して締約国が付与すべき諸権利・保護を定めている。

### ② 難民認定手続<sup>(図5)</sup>

#### (1) 難民の定義

我が国の難民認定手続において、「難民」とは、難民条約第1条又は難民議定書第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味する（入管法第2条第3号の2）。一般的には、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由として迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができないか又はそれを望まない者とされている。

#### (2) 仮滞在許可

不法滞在者等の在留資格未取得外国人から難民認定申請があったときは、その者の法的地位の安定を図るため、一定の要件を満たす場合には仮滞在を許可することとし（入管法第61条の2の4第1項）、その間は退去強制手続が停止される（入管法第61条の2の6第2項）。

仮滞在期間は原則として6月であり（入管法施行規則第56条の2第2項）、仮滞在の期間が満了するまでに更新の申請をすれば、同期間は更新される（入管法第61条の2の4第4項）が、仮滞在許可には、住居や行動範囲の制限、就労の禁止など、種々の条件が付される（入管法第61条の2の4第3項、入管法施行規則第56条の2第3項）。

なお、仮滞在を許可されなかった在留資格未取得外国人については、難民認定手続と退去強制手続を並行して行うが、難民認定申請中は送還が停止される（入管法第61条の2の6第3項）。

#### (3) 事実の調査

難民であることを立証する責任は申請者にあるとされている（入管法第61条の2第1項）が、難民認定申請者は一般に、我が国においてその立証をすることが困難な場合が多いことを考慮しなければならない。そこで、申請者の提出した資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合には、難民調査官が事実の調査をすることになっている（入管法第61条の2の14）。

### (4) 法務大臣による難民の認定と認定の効果

法務大臣は、難民の認定をしたときは、その外国人に対し難民認定証明書を交付し、認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもって、その旨を通知する（入管法第61条の2第2項）。

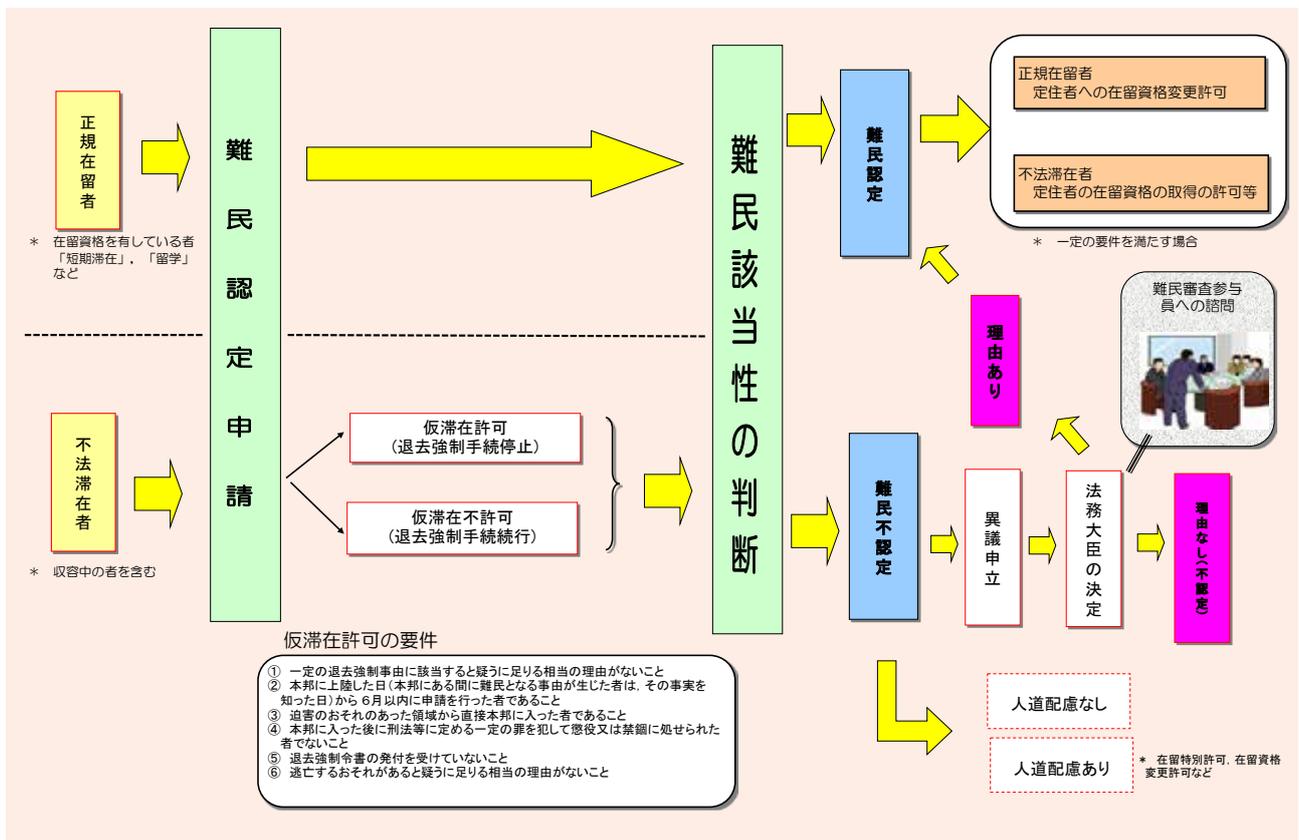
難民として認定された外国人が在留資格未取得外国人であるときは、本邦に上陸後6か月以内に難民認定申請をしたことなど一定の要件に適合する場合には、一律に「定住者」の在留資格が付与される（入管法第61条の2の2第1項）。当該外国人がこれらの要件を満たさない場合であっても、在留を特別に許可すべき事情があると認められる場合には、法務大臣は、在留を特別に許可することができる（入管法第61条の2の2第2項）。

難民と認定された外国人は、入管法上の効果として、難民旅行証明書の交付を受けることができ（入管法第61条の2の12）、永住許可要件の一部が緩和される（入管法第61条の2の11）。

### ③ 異議の申立て (図5)

難民と認定されなかった者又は難民の認定を取り消された者は、その処分に不服があれば、法務大臣に対し異議申立てをすることができる（入管法第61条の2の9第1項）。法務大臣が異議申立ての決定を行うに当たっては、法律や国際情勢等についての学識経験を有する者から選任された難民審査参与員の意見を聴かなければならないこととされている（入管法第61条の2の9第3項）。

図5 難民認定申請の形態と手続



4 一時庇護のための上陸の許可

外国人の特例上陸許可の1つとして規定されている一時庇護のための上陸の許可（入管法第18条の2）は、船舶等に乗っている外国人が難民条約に規定する理由その他これに準ずる理由により、生命、身体、又は身体を自由を害されるおそれのあった領域から逃れてきた者で、かつ、その外国人を一時的に上陸させるのが相当であると思料するときに、入国審査官が許可するものである。上陸期間は、6月を超えない範囲内で定める（入管法第18条の2第4項、入管法施行規則第18条第5項）。

第7節 出入国管理基本計画 (図6)

我が国に入国する外国人の大幅な増加とその活動の多様化が進んでいる中で、外国人の入国・在留が今まで以上に国民生活や経済に大きな影響を及ぼしつつあることから、外国人の入国・在留状況や我が国の国民生活、経済等との関係について総合的に分析し、また、関係行政との調和を図りつつ、外国人の入国・在留の管理に係る指針や施策の基本となるべき考え方を定めることが必要である。

このため、入管法において、広く国内各界の意見等も十分に踏まえつつ、関係行政機関の長と協議の上、法務大臣が外国人の入国・在留に関する施策の基本となるべき出入国管理基本計画を策定・公表しており、平成4年に初めての出入国管理基本計画が策定され、以後、12年に第2次、17年に第3次、22年に第4次の出入国管理基本計画が策定されている。

図6 第4次出入国管理基本計画の概要



## コラム 出入国管理行政の歴史

我が国は、幕末から明治初期にかけて欧米諸国と締結した通商条約等の規定及び国際慣習法に従って、初めて外国人を処遇することとなったが、この時代においては、開港することにより、その港からの外国人の入国は自由であり、居留地域又は行動範囲を制限するものにすぎなかった。

第一次世界大戦（1914年～1918年）を機に、我が国の出入国管理は新たな時期を迎えることとなる。この時代、当時の全日本領域に渡来する外国人に対して、上陸禁止事由を定め、その中に旅券・査証制度による規制策を織り込むなど、明治時代にはなかった厳格な管理体制を敷いており、基本的にはこの管理体制の下に大正期から昭和期へ移行することとなる。

終戦により、我が国の統治権は連合国最高司令官の制限の下におかれ、日本への出入国はその指揮監督により行われることとなった。占領初期において、出入国の問題として大きなウェイトを占めたのは引揚げ（注）の問題であったが、その後、入国制限は外国人の経済活動に対する制限緩和などから、次第に緩和の方向へと向かうこととなる。

昭和24年に外務省管理局に入国管理部が設置され、ここに今日の入国管理局の基礎ができ、26年には現在の入管法の原型となる「出入国管理令」が制定された。また、27年4月28日の平和条約発効により、入国許可権が連合国最高司令官から我が国に戻り、同時に多数の日本国籍離脱者が生じることとなった。その平和条約発効と同日に外登法が制定され、30年4月27日に施行された。この時期に出入国管理行政の所管が外務省の外局であった「入国管理庁」から法務省に移管され「入国管理局」となった。

昭和50年代までの間には、航空機の発達、特にジャンボ旅客機の就航に伴い国際交通の手段が船舶から航空機に移行するとともに、我が国の国際的地位の向上で我が国を訪れる外国人の数が著しく増大した。この時期、インドシナ難民問題（50年以降）、難民条約への加入（56年）といった対応があった。

その後も、我が国における出入国者・在留外国人は増加・多様化し、我が国の国際化が進展する一方、急激な円高などを背景とした不法就労外国人の爆発的な増加も新しい現象として現れた。そこで、平成元年に入管法を改正し、在留資格制度の再編、適正な指針に基づく行政運営を行うための出入国管理基本計画に関する規定の新設を行ったほか、3年には、終戦以前から引き続き本邦に在留し、平和条約発効により日本の国籍を離脱することとなった外国人及びその子孫の法的地位のさらなる安定を図った入管特例法を制定し、特別永住許可制度を創設した。

これにより、現行の出入国管理行政の枠組みが確立された。なお、平成24年7月の新しい在留管理制度の導入及び住民基本台帳制度の改正と併せて昭和27年4月28日に制定された外登法が廃止された。

(注) 終戦による日本人の海外からの引揚げと、外国人の日本からの引揚げのことをいう。